

軽自動車税の減免の対象となる障害の程度

手帳の種	障害の区分	障害の等級(程度)			
身体障害者手帳	戦傷病者手帳	視覚障害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	
		聴覚障害	2級及び3級	同上	
		平衡機能障害	3級	同上	
		音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
		上肢不自由	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症	
		下肢不自由	障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
		体幹不自由	障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
			生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	—
			移動機能	1級から6級までの各級	—
		心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
		じん臓機能障害		同上	同上
		呼吸器機能障害		同上	同上
		ぼうこう又は直腸の機能障害		同上	同上
小腸の機能障害		同上	同上		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各	—		
肝機能障害		同上	—		
療育手帳		障害の程度が重度のもの (茨城県の療育手帳の場合A又はOA)			
精神障害者保険福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方			

(注) 総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。

例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません。